

社会福祉法人あらぐさ福祉会
役員等の報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あらぐさ福祉会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬及び費用弁償と支給方法)

第2条 法人の理事、監事及び評議員または委員のうち、法人の給与規程に基づき給与を支給されている職員を除く者（以下「役員等」という。）が、理事長の命によって出張する場合には、その費用は法人の旅費規程によって費用弁償する。

2 役員等が理事会、評議員会、監査、その他、理事長の命によってこれらに類する会議等に出席した場合には、交通費として、3,000円を弁償する。

3 理事が、法人が実施する事業運営の業務にあたる場合、報酬として月額10,000円（おおむね6時間の業務）を支払う。ただし一人あたりの各年度の総額が150万円を越えない範囲とする。その場合の交通費は、職員通勤手当相当を支払う。

4 支給方法は次の表とする。

第2条1項	実施の都度、支給する。
第2条2項	会議等に出席した時に、支給する。
第2条3項	毎月25日（休日に当たるときには前日）に、前月分を支給する。

(公 表)

第3条 公表

法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第4条 改廃

本規程は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

附 則

この規則は、平成16年9月11日から適用する。

平成26年8月31日 改定

平成29年1月29日 改定

令和 4年3月27日 改定